

下関市 G I G A スクール構想推進計画

(計画期間：令和 6 ～ 1 0 年度)

令和 7 年 3 月

下関市教育委員会

計画策定の背景と目的

文部科学省が推進する GIGA スクール構想第 1 期（令和 2 年度～）において、児童生徒 1 人 1 台端末の導入による教育 ICT 環境整備が進んだ。今後は Society5.0 時代を担う児童生徒に求められる情報活用能力の育成を行うため、引き続き、小学校から中学校へと切れ目のない ICT 学習支援体制を継続する必要がある。

GIGA スクール構想第 2 期（令和 6 年度～）では、GIGA スクール構想第 1 期において構築した教育現場における ICT 環境の基盤の上に、端末の更新とネットワークの強化、ICT を日常的かつ効率的に活用するための整備を行うことが求められている。児童生徒が自発的に学び、創造性を発揮できるような教育環境を整え、特に、探求活動や協働学習の推進、個別最適化された学びの実現を目指す。

また、教職員の ICT スキルを向上させることで、授業の質を高め、児童生徒一人ひとりの学習意欲を引き出し、学びを深化させ、将来的な情報化社会で活躍できる力を養うことを目指す。

文部科学省の定める「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領（以下「運営要領」という。）」^{※1}では、国の補助金（公立学校情報機器整備事業費補助金）を活用した端末整備等の実施にあたり、補助の要件として、以下に定める各種計画を策定し、公表することとなっていることから、本市においても各種計画をとりまとめた「下関市 G I G A スクール構想推進計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

1. 端末整備・更新計画
2. ネットワーク整備計画
3. 校務 D X 計画
4. 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

本計画の計画期間は公立学校情報機器整備事業の終了期日とあわせ、令和 10 年度末までとする。なお、学校を取り巻く状況の変化に応じて、随時計画の見直しを行うこととする。

目 次

1.	端末整備・更新計画		1 ページ
2.	ネットワーク整備計画		4 ページ
3.	校務DX計画		5 ページ
4.	1人1台端末の利活用に係る計画		7 ページ

1. 端末整備・更新計画

～取組の方向性～

本市では、GIGA スクール構想第 1 期に基づき、令和 2 年度に 1 人 1 台端末を導入し、教育現場における ICT 環境を整備した。令和 7 年度には端末導入後 5 年を迎えることから、バッテリーの耐用年数や OS のサポート期間等を考慮し、令和 8 年度末までに端末の一括更新を行い、ICT 教育環境の切れ目のない支援を行うこととする。

(1) 端末の整備・更新計画の考え方

本市は、令和 2 年度に iPad 端末を導入し、当初想定していた使用期間は 5 年程度（令和 7 年度まで）である。

しかしながら、現在使用中の端末の状態としては、バッテリーの損耗も少なく、OS のメーカーサポートも延伸する見込みであることから、引き続き使用することとし、更新については令和 8 年度末までに一斉に行う計画とする。

更新手続きとしては、令和 8 年度に山口県が行うプロポーザルにおけるプレゼンテーション審査、契約事務、新規端末の納入、その後の各端末への初期設定作業等を行う導入調達期間を経て、新規端末の運用開始は令和 9 年度当初を見込む。

整備台数は、将来推計として児童生徒数が減少傾向にあることを勘案した台数とし、あわせて、故障時や破損時の代替機として、運営要領に基づき、必要整備台数の 15% 以内の予備台数を整備台数に加える。（「表 1」参照）

整備方法としては、短期的な財政負担増を避けるために、5 年間のリース契約（運用支援を含む）を基本とし、その他の方法も含め検討する。コスト面では財政負担の平準化を図る。また、複数年度で調達した場合には物価変動によるコスト増も懸念されることを踏まえ、段階的な導入による教育環境の不平等感をなくすためにも、単年度での一括調達とする。あわせて、日常の運用支援をリース契約に含めることにより、維持管理コストの縮減も図ることとする。

表1 端末の整備・更新計画

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
① 児童生徒数(人)	16,428	15,975	15,412	14,819	14,201
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	18,892	18,371	17,723	295	0
③ 整備台数(台) (予備機除く)	0	0	14,819	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	14,819	0	0
⑤ 累積更新率(%)	0	0	96	100	104
⑥ 予備機整備台数(台)	0	0	1,927	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	1,927	0	0
⑧ 予備機整備率(%)	0	0	13	0	0

(整備年度)

表「項目」の説明

(「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」(令和6年4月26日 文部科学省
3 ページ) 抜粋)

① 児童・生徒数

・当該年度の5月1日現在の児童生徒数

② 予備機を含む整備上限台数

・ (当該年度の①) × 1.15 - (基金事業により整備済みの台数)

③ 整備台数 (予備機を除く)

・ GIGA 2 期に向けて整備する台数 ➡ 令和9年度の児童・生徒数推計値

④ ③のうち基金事業によるもの

・ ④と⑦の合計は②以下であること

⑤ 累積更新率

・ ((当該年度までの③の合計) ÷ ①) × 100

⑥ 予備機整備台数

・ GIGA 2 期向けに整備する予備機の台数 ➡ 14,819 台 × 13%

⑦ ⑥のうち基金事業によるもの

・ ④と⑦の合計は②以下であること

⑧ 予備機整備率

・ ⑥ ÷ ③ × 100

(2) 更新対象端末リサイクル、処分について

令和2年度に導入した端末は、バッテリーの損耗が少ないものの、OSのメーカーサポートには限りがあるため、再利用した場合にはセキュリティポリシーに反する可能性がある。よって、令和8年度での端末の一括更新を行う際には、現行端末は処分を行うこととする。

▶ 対象台数（現行端末台数）

18,987台 ※令和2年度整備台数

▶ 処分方法

処分事業者による引き取りとする。「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」※3に基づき、適切に処分する。

▶ 端末データの消去方法

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託、または資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託を行う。なお、データ消去については処分事業者が端末処分と含めて実施する。

(3) 端末更新及びリサイクル、処分スケジュール

▶ スケジュール（予定）

令和8年2～3月	山口県による端末更新プロポーザル実施
令和8年4月	端末更新事業者決定、仮契約締結
令和8年6月	議会承認及び契約締結
令和8年6月～令和9年3月	新規端末の納入及び初期設定作業
令和9年4月	処分事業者選定
	新規端末の使用開始
令和9年5月～	現行端末の処分事業者への引き渡し

※3 GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について（令和5年10月26日 文部科学省初等中等教育局 事務連絡）

2. ネットワーク整備計画

～取組の方向性～

GIGA スクール構想において適切なネットワーク整備は不可欠であるが、固定回線については、文部科学省が令和 5 年 11 月に全国の公立小・中・高等学校を対象に実施した簡易帯域測定の結果によると、推奨帯域を満たしている学校は 2 割程度にとどまっており、この改善が急務となっている。

本市の状況としては、推奨帯域を満たしている学校は 3 割程度であるため、今後は、推奨帯域を満たしていない学校に対し、必要なネットワーク速度の確保を計画的に行う。

(1) ネットワークの現状

▶ 推奨帯域が確保できている学校数及び割合

◎必要なネットワーク速度が確保できている学校数

全 65 校中 20 校

◎総学校数に占める割合

約 30%

(2) 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

▶ スケジュール（予定）

令和 7 年 8 月末まで

ネットワークアセスメントによる課題の特定

ネットワーク環境改善策及び整備費用の検討

令和 8 年 9 月末まで

ネットワーク環境改善作業完了

3. 校務DX計画

～取組の方向性～

本市では、GIGA スクール構想にあわせ、校内ネットワーク整備を行い、教育現場での ICT 環境を構築した。

学校現場における ICT の活用は、教職員の働き方改革を進めるうえでも重要な役割を担うものであり、今後はさらなる校務 DX の取組を進めることが求められている。文部科学省が令和 5 年 11 月に示した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」による自己点検結果を踏まえ、各種ツールを活用した校務効率化による教育活動の質の向上や、教職員の負担軽減による働きやすい環境づくり等の各種課題解決に向けて、次のとおり校務 DX の推進に向けて取り組む。

(1) 汎用クラウドサービスの活用について

山口県では、市町の枠組みを超えた連携・協働が可能となるように汎用クラウドサービスを用いた県域協働のプラットフォームの活用を推奨しており、本市においても令和 7 年 3 月末までに全教職員への校務用個人アカウント付与及びネットワーク環境整備を行う。

今後は、適切な情報セキュリティ対策を実施した上で、校務系と学習系ネットワーク統合やフルクラウド化、ICT の活用による校務の効率化に向けた環境整備をより一層推進する。

(2) FAX・押印の原則廃止に係る取組について

本市では、各学校が教育委員会や事業者等とのやりとりを行う際に FAX を活用する場合もあるが、災害時や教育ネットワークの不通等の緊急時を除き、FAX の原則廃止に向けて継続的に見直しを行う。

押印については、報告書や申請書等の書類は見直しを行い、原則として押印不要としている。また、教員研修の申込に全国教員研修プラットフォームの活用や、指導要録の作成に統合型校務支援システムを活用する等、押印廃止の取組を進めている。事務決裁規定の関係や県への提出書類等で廃止できていない部分もあるため、今後も関係機関への働きかけや継続的な見直しを随時行う。

(3) 統合型校務支援システムの運用について

本市教育委員会及び全ての県内小中学校において、令和 6 年度から汎用クラウド方式の統合型校務支援システムを導入し、運用開始している。成績処理や出欠管理等の「教務系」、指導要録等の作成・管理の「学籍系」、健康診断表の作成・管理や保健室来室管理等の「保健系」の機能を有し、児童生徒情報の共有化と多様な校務処理の効率化が可能となり、幅広い業務で活用している。本市では、教職員研修等を通して校務支援システム内のグループウェアの機能紹介や、活用事例等の共有を行うことで、グループウェア機能を活用した校務 DX を推進している。

運用にあたっては、校務支援システムへ多くのデータ入力が必要であることから、本市教育委員会とのデータ共有の頻度や方法を見直し、学校の業務負担の軽減

を図る必要がある。今後もワーキングチームや各種協議会にて、協議・検討を進めていき、さらなる機能改善に向けて取り組む。

4. 1人1台端末の利活用に係る計画

～取組の方向性～

中央教育審議会では、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日 答申)を取りまとめた。答申では、これからの 個別最適な学び、協働的な学びの充実のために、ICT 活用は必要不可欠であり、各学校の ICT 環境の有効活用が重要であると位置付けられている。

本市においても、GIGA スクール構想第1期の総括を含め、今後の ICT 環境の利活用方策等について、次のとおり取り組むこととする。

(1) GIGAスクール構想第1期の総括

本市では、令和2年度に市内全小・中学校の児童生徒及び指導者用として1人1台の端末を導入し、教育ネットワーク整備や全ての普通教室への電子黒板の導入とあわせて、教育 ICT におけるハード面の整備を進めてきたところである。今後も引き続き、ハード面の切れ目のない維持管理とあわせ、適切な機器等の整備・更新を計画的に行っていく必要がある。

教育ネットワークについては、特に中～大規模校を中心に、同時ログイン時や多人数での一斉動画視聴を行う等の過負荷がかかった際に通信量が過大となり、ボトルネックを引き起こし、接続に不具合が生じることもあり、ネットワークアセスメント等により課題を特定し、必要に応じて機器更新や通信契約の変更等を検討する必要がある。

また、学習支援ソフトを活用した授業改善は進んでおり、今後も教職員のニーズや ICT スキルに応じた教職員研修を引き続き実施していく。

今後、児童生徒が ICT をよりよく活用していくために、デジタルシティズンシップ教育を充実させていくことが必要である。

(2) 1人1台端末をはじめとする ICT 環境整備によって目指す学びの姿

これまでの教育実践と1人1台端末を中心とした ICT を最適に組み合わせることで、基礎的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、教科の特質に応じて効果的に ICT を活用し、学びの成果や楽しさを次の学びへとつなげることで、主体的に学ぶ児童生徒の育成へとつなげていく。

また、ICT を活用して互いの意見や考えを共有したり、相手や場面に応じて表現方法を工夫したりすることで、ICT を自己表現のツールとして活用できる児童生徒の育成を目指していく。

(3) 1人1台端末の利活用方策

▶ 1人1台端末の積極的な活用

本市では、各学校が1人1台端末と電子黒板を効果的に活用した授業改善に取り組めるよう、学習支援ソフトを導入している。教材提示や児童生徒の意見や考えの共有等、指導者の活用とあわせて、児童生徒が動画機能等を生かして学びを深めたり、プレゼンテーション資料を作成して発表したりする等、自己表現ツールとして授業の中で活用できるようにする。

そのために、本市の小・中学校教職員で構成されるICT推進委員会において、1人1台端末の積極的な活用に向けた調査・研究を進めており、研修会で実践事例の紹介等を行うことで、教職員の指導力向上を図る。

▶ 個別最適・協働的な学びの充実

MEXCBT^{※4}や学習eポータル、デジタルドリル等を活用して、児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組んだり、学習支援ソフトを活用して、クラウド上での考えの共有や共同製作・編集等を行ったりすることで、個別最適・協働的な学びの充実を図る。MEXCBTや学習eポータルについては、研修会を通して活用を促進する。

※4 MEXCBT（メクビット）とは、文部科学省が開発した国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、児童生徒が学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる公的CBTシステムのこと。

▶ 学びの保障

不登校や長期入院等の理由により教室での学習が困難な児童生徒に対しては、授業のオンライン配信や学習支援ソフトを活用した課題の送受信等、児童生徒の実情に応じて取り組めるようにする。

Wi-Fi環境のない家庭については、市からモバイルルーターの貸出を行い、全ての児童生徒への学びを保障する体制を維持する。

日本語指導や特別な支援・配慮を必要とする児童生徒に対しては、翻訳機能や読み上げ機能等のアプリケーションを、児童生徒の実態や特性に応じて活用できるようにする。

※1 GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日 文部科学省初等中教育局長決定）別添第3（1-1）⑤及び同（1-2） 抜粋

（1-1）公立学校情報機器購入事業

① 実施者

都道府県又は市町村

② 対象

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部及び中学部

③ 対象経費

学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費

④ 補助基準額・補助率

補助基準額 1台当たり 55,000 円 補助率 国：2/3、実施者：1/3

⑤ 補助要件

- ・都道府県及び市町村は、都道府県が第3（3）に基づき共同調達会議を設置する際に当該会議に参加すること。
- ・都道府県及び市町村が本事業により学習者用コンピュータの整備又は更新を行うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達により行うこと。
- ・実施者は、調達を行う年度の5月1日現在の教員数分の指導者用端末を整備すること。

・実施者は、別に定める計画の策定要領※2に従い、端末の日常的な利活用に係る計画等を策定し、公表すること。

（1-2）公立学校情報機器リース事業

① 実施者

都道府県及び民間事業者又は市町村及び民間事業者

② 対象

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部及び中学部

③ 対象経費

学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費

④ 補助基準額・補助率

補助基準額 1台当たり 55,000 円 補助率 国：定額、都道府県又は市町村：1/3

⑤ 補助要件

- ・都道府県及び市町村は、都道府県が第3（3）に基づき共同調達会議を設置する際に当該会議に参加すること。
- ・都道府県及び市町村が本事業により学習者用コンピュータの整備又は更新を行うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達により行うこと。
- ・都道府県及び市町村は、調達を行う年度の5月1日現在の教員数分の指導者用端末を整備すること。

・都道府県及び市町村は、別に定める計画の策定要領※2に従い、端末の日常的な利活用に係る計画等を策定し、公表すること。

※2 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領（令和6年4月26日 文部科学省）